

## 新型コロナウイルス感染対応マニュアル 4/13 版

新型コロナウイルス感染拡大の状況が続いているため、感染防止対策及び感染者発生の対応を下記にまとめます。感染状況等によっては、マニュアルの内容を変更することもあります。また、このマニュアルの定めは当面の措置であり、その解除をするときは改めてお知らせいたします。

### 第1章 感染拡大防止

#### 1 在学生の方へ

##### (1) 学生の基本姿勢

「自分自身がすでに感染しているかもしれない」という想定のもとで感染予防に努めてください。新型コロナウイルスは、感染しても「無症状」のままの状態が長い（またはそのまま症状がでないことも）ことが特徴です。「もしかしたら自分は感染しているかもしれない」という意識をお持ちいただき、その上で「人にうつさない」ための行動を取ってください。

##### (2) 3つの条件が重なる場所を避ける

新型コロナウイルス感染症の感染リスクは、次の3つの条件①換気の悪い場所②多くの人が手の届く距離③近距離での会話や大声での発声、が同時に重なる場で飛躍的に高まります。当面のあいだ外出はできるだけ避け、自宅にいるときは小まめに換気をしてください。

また、規模の大小に関わらず、風通しの悪い空間で人と人が至近距離で会話する場所やイベント（例えばライブハウス、カラオケボックス、クラブ、立食パーティー等）に行くことは自粛してください。人が多く集まる場所や電車、バス、映画館などの密閉空間はなるべく避け、出かけるときはマスクの着用を心がけてください。



### (3) 体調管理の徹底

自分の健康管理をしっかりしてください。バランスの取れた食事をする。十分に睡眠をとるなどをしっかり行ってください。毎日、2回（朝、夜）検温し、自分で記録することを推奨いたします。

また、以下場合は登校を控えていただき、その症状について学務課（gakumu@sapporo-otani.ac.jp）まで連絡を行ってください。

- ・発熱がある（37度5分以上）
- ・軽い風邪症状（喉の痛みだけ、咳だけなど）

### (4) 自宅療養

発熱・風邪症状がある場合は登校せず自宅療養につとめてください。また、定期的に検温し、その状態を別途配布の「健康管理シート」に記録してください。通常のインフルエンザや他の病気の可能性もあるため、必要に応じて病院に電話相談のうえ受診するか新型コロナウイルス一般電話相談窓口（011-632-4567）へ問い合わせてください。（札幌市外の方は地域保健所へ）

また、自宅待機のうえ、薬を飲まない状態で、発熱、咳、たん、下痢、だるさなどが消失してから48時間を経過後、登校可能とします。

### (5) 手洗い・洗顔等の徹底

小まめな手洗い、洗顔は感染予防の基本です。登下校時は必ず手洗いをしてください。また、小まめに水分摂取をしてください。常に清潔なハンカチを持参し、手洗後はハンカチで手をふいてください。手洗いができないときはアルコール消毒をしてください。



### (6) マスク着用の推奨

咳が出る方はもちろんのこと、自分が「すでに感染している無症状者」である可能性を考慮し、それ以外の方もマスク着用を推奨します。大学・短大のマスクの備蓄には限界

があるため、マスクを着用できない方は、咳・くしゃみをするとき袖で鼻・口を覆うなど、咳エチケットを守ってください。なお、手作りマスクの作成方法については、文部科学省の学び応援サイト等を参照することもできます。

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/mext\\_00460.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html))

新型コロナウイルス感染症対策動画 マスクを自作する方法も紹介しています。

(<https://youtu.be/219-0tHGje8>)

また、保健室、ぽらん（学生相談室）、事務局をご利用の際は必ずマスクを着用してください。

#### (7) 「1mルール」の徹底

「飛沫感染」を防ぐため、人と会話するときは必ず1m以上離れるようにしてください。できる限り、常時マスク等で顔を覆い、口や鼻を出さないように気を付けてください。また、握手等、人との直接的な接触は控えてください。

#### (8) 接触感染を避けること

「接触感染」を防ぐため、ドアノブ、水道のレバー、電気のスイッチ、エレベーターのボタン等は、指の第二関節や肘を使ってください。また、持参した手袋を着用する等、これらを直接手で触らないよう心がけてください。もし手で触ってしまった場合は、速やかに手洗い・アルコール消毒をしてください。さらに、手で自分の顔を触らないように、常に注意してください。(無意識に触ることがあるので、そういう意味でもマスクは有効です。)

#### (9) 人との密集は避けること

授業等やむをえない場合を除いて、学内・学外を問わず、人の密集を作らないように最大限配慮してください。「人が多い密閉空間」はさらに感染リスクを高めます。「エレベーター」の使用はできるだけ控え、「階段」を利用してください。

#### (10) 昼食について

当面の間、学生食堂営業中は、食事以外の利用を禁止させていただきます。また、感染リスクを抑えるため下記の通り変更を行います。

・混雑防止のため、食堂座席の利用時間を制限します。12時40分まで1年生(研究生)と3年生、12時40分以降2年生と4年生。なお、食事時間を制限するものではありません。

・混雑防止のため、食堂以外でも空き教室等での食事を推奨いたします。利用については清潔に使用願います。

・学生食堂は小まめに換気を行います。暖かい服装で利用をしてください。

・学生食堂のテーブル・椅子等は利用前にアルコール消毒をしてください。配膳コーナーに用意しています。

・食事中はマスクをはずすことがありますので、飛沫感染防止のため、会話・発語は自粛いただきますようお願いいたします。

#### (11) パソコン共用端末の利用について

授業で使用する場合は、授業前後で手洗いを徹底してください。その上で教室備え付けのOA機器除菌シートを使用してキーボード、マウスを拭いたうえで使用してください。

#### (12) 大学構内にいる時間を最小限にすること

新型コロナウイルスが収束するまでは、大学構内にいる時間を最小限にし、授業が終わったら、速やかに帰宅してください。また、当面の間、友人等を学内に入れる等の行為は自粛してください。

#### (13) 授業内の対策

教室の大きさにもよりますが、可能な限り人と離れて着席してください。また、小まめに換気（可能であれば2方向の換気）しますので、体温調整できる暖かい恰好をしてください。

#### (14) サークル・課外活動について

サークル・課外活動については顧問または監督の指示にしたがってください。

#### (15) 急な休講について

学内での感染者を防ぐため、急な休講情報に注意をお願いいたします。なお、当面の間は密集場所を作らないため、第1掲示板での休講・補講掲示は行いません。各自、こまめに本学HP (<https://www.sapporo-otani.ac.jp/student/>) で休講情報、補講情報を確認してください。

#### (16) 海外渡航等について

直近 3 週間で海外に渡航されていた方および道外を訪問された方は学務課 ([gakumu@sapporo-otani.ac.jp](mailto:gakumu@sapporo-otani.ac.jp)) までお知らせください。さらに、検疫所の指示により自宅待機の必要があり登校できない学生についても学務課にお知らせください。また、外務省より海外渡航自粛要請が出ていることもあり、さらに道外の感染者が増えていますので、当面の間、海外渡航や就職活動以外の道外渡航についても強く自粛を求めます。それでも、渡航の必要がある場合については学務課までお知らせください。また、帰札の翌日から 2 週間は登校をお控えください。

#### (17) 新型コロナウイルス感染症に伴う経済的負担について

新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて、収入が減少したことによって就学に影響のある方は、公的な援助を受けることができる可能性があります。学務課まで相談してください。（文部科学省周知 3 月 26 日新型コロナウイルス感染症に係る影響を受けて家計が急変した学生等への支援について（周知）による）

([https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html))

## (18) アルバイト先で感染者が発生した場合

もし自分の勤務するアルバイト先で感染者が発生した場合は、感染者の最終出勤日の翌日から2週間は登校をお控えください。加えて学務課に、勤務店舗名、勤務実態（週〇回 〇時間程度 や 〇時～〇時の勤務 等）についてメール（gakumu@sapporo-otnai.ac.jp 件名 【アルバイト先感染者発生】）で連絡をしてください。また、毎日、朝・夜に検温し、その状態を別途配布の「健康管理シート」に記録してください。

## 2 教員の授業対応について

### (1) 授業担当者の体調管理について

以下の場合、出勤を控えていただき、その旨を学務課まで連絡してください。

- ・発熱がある（37度5分以上）
- ・軽い風邪症状（喉の痛みだけ、咳だけなど）

なお、出勤を控えていただいた休講については2（2）を確認してください。

### (2) 15回授業の実施について

1コマ15回の授業実施をお願いいたします。ただし、授業開始日を大幅に遅らせたため、授業計画上15回の授業設定を行っていない週があります。また、休講等があった場合についても補講期間を設定しておりません。足りない授業日については、後日、原則補講をお願いします。（遠隔授業で実施することについても推奨しています）補講については下記の順番で検討をお願いいたします。

- ①学生と打ち合わせのうえ、空きコマで実施をお願いします。
- ②空きコマで実施できなければ、学生と打ち合わせのうえ、6講目（18：10～19：40）に実施してください。
- ③補講を実施しない。その場合、授業内課題に相当する課題研究等を課してください。課題研究等は後日、回収し採点のうえ、フィードバックをお願いいたします。非常勤講師の方の講師料についてはフィードバックまで行っていただいたことをもって授業実施とみなし、授業を実施しなくても、お支払させていただきます。（文部科学省3月24日通知「7非常勤講師の業務体制の確保に関する事」による）

### (3) 密集場所を作らない対応

教室の広さにもよりますが可能な限り、間隔を空けて座らせてください。

また、密閉空間、密接場面が避けられない場合、履修人数について制限する可能性があります。学務課までご相談ください。

### (4) 密閉空間を作らない対応

30分ごとに教室を換気してください（可能ならば2方向が望ましいです）。

### (5) 密接場面を作らない対応

授業担当者はマスクを着用してください。

## (6) 遠隔授業について

文部科学省から遠隔授業の推奨を受けています。可能ならば遠隔授業についても検討してください。実施する場合は、授業を受ける学生の wi-fi 環境を確認する必要があります。また、遠隔授業に興味があるが方法が分からない場合は学務課まで問い合わせてください。

非常勤講師の方の講師料については、遠隔授業においても授業実施とみなします。

## (7) 座席指定について

年度当初は仮名簿のため難しいかもしれませんが、可能な限り、座席指定をお願いします。感染者が出た場合、濃厚接触者を特定しやすくなります。

## (8) 海外渡航等について

教員についても当面の間、海外渡航、道外への渡航について強く自粛を促します。やむを得ない理由により渡航する場合は、帰札の翌日から2週間は出勤をお控えください。

## (9) 実習について

学生の学外実習についてはその監督官庁の考え方により対応が異なります。

実習担当の教員は監督官庁の意向を確認して、実習ごとに感染症予防のガイドラインを作成して、学生と共有してください。また、実習先の意向も必ず確認してください。

## (10) その他

3つの要素（密閉空間、密集場所、密接場面）の同時発生を排除するべく必要な措置を講じてください。特に特別な措置が必要と想定される授業等は下記の通りです。

### ①音楽学科のレッスンや室内楽・器楽合奏等

音楽学科の学科長、コース主任の指示に従ってください。

### ②保育科のレッスン

「保育音楽Ⅰ・Ⅱ」担当専任教員の指示に従ってください。

### ③コンピュータ系の教室利用

それぞれの教室にOA機器清掃用の使い捨てシートを用意します。お手数ですが授業の開始前と終了後、端末のキーボード、マウス等を拭くよう指導をお願いします。

### ④「社会人基礎」「人間・社会・芸術」等大人数の授業

大人数が一同に会する場合は、30分置きとは言わず、細かく長時間の換気をお願いいたします。

### ⑤美術学科の実技科目

機材や道具などを共有する場合は、授業の開始前と終了後に洗浄・消毒してから利用するよう指導をお願いいたします。詳細については美術学科事務補佐員にお問合せください。

版画の授業において製版室と腐蝕室は狭隘・過密に吸排気が追いつかないケースがあります。教室管理は厳にお願いします。特に複数名で利用することのないようお願いいたします。

### ⑥美術学科の暗室を使う授業

暗室を使う授業は狭隘・過密に吸排気がそれに追いつかないケースもありますので、担当教員と逐次打ち合わせのうえ授業を進めていただきたくお願いいたします。

⑦その他

3つの要素の同時発生が考えられる場面がございましたら、学務課までご相談ください。

### 3 大学・短大の対応について

(1) 新型コロナウイルス感染症の対応機関について

学長を議長とする大学協議会が対応を行います。

(2) 教職員の体調管理について

専任教職員は当面の間、感染拡大防止の観点から以下の場合には出勤をお控えいただき、その旨を総務課及び学科長・所属課長までお知らせください。なお、休講を伴う場合は学務課にもお知らせください。

- ・発熱がある（37度5分以上）
- ・軽い風邪症状（喉の痛みだけ、咳だけなど）

(3) 学生の授業欠席における取扱い

本人から、発熱がある（37度5分以上）又は軽い風邪症状（喉の痛みだけ、咳だけなど）、の申し出があり欠席または早退させる場合は、学校保健安全法第19条により、当面の間、出席停止といたします。

また、発熱がある（37.5度以上）、風邪の諸症状、呼吸困難、倦怠感などがあると判断した場合、教員、保健室、学生相談室（ぼらん）、大学事務局のどなたでも帰宅させます。

(4) 保健室の対応について

保健室は感染症予防について掲示板等を利用して情報発信を行います。また、体調不良者が保健室を来室した場合には、看護師の判断により感染症の疑い（発熱がある（37.5度以上）、風邪の諸症状、呼吸困難、倦怠感などがあると判断した場合）があれば、ただちに帰宅させることとします。

(5) 学生食堂の対応

学生食堂は感染症のリスクが高いため、利用する場合は注意をお願いいたします。当面の間、学生食堂営業中は、食事以外の利用を禁止します。また、感染リスクを抑えるため下記の通り変更を行います。

- ・混雑防止のため、食堂座席の利用時間を制限します。12時40分まで1年生（研究生）と3年生、12時40分以降2年生と4年生。なお、食事時間を制限するものではありません。
- ・混雑防止のため、食堂以外でも空き教室等での食事を推奨いたします。
- ・食堂は小まめに換気を行います。

・配膳コーナーにテーブル・椅子等を消毒するためアルコールを用意します。

#### (6) 学生相談室「ぼらん」の対応について

新型コロナウイルス感染症により不安感を持つ学生が多くなると想定されることから当面は、学生対応を通常通り行います。ただし、面談は極力、窓側の換気できる部屋を使い、3要素について十分配慮を行います。フリースペースについては当面解放しません。

#### (7) 図書館の利用について

感染拡大防止のため、時間を短縮して開館しております。なお、外部貸出については当面の間行いません。

#### (8) 大学行事について

オープンキャンパス等の学校行事については主催者が感染症対策を検討したうえで実施内容について判断します。

んぐまーまの実施についても主催者が判断を行います。

#### (9) サークル・課外活動の実施について

サークルと部活動については、感染拡大防止のため、原則禁止とします。なお、活動しなければならぬ相応の理由がある場合には所定の手続きをすることによって学生支援委員会が活動を認めることがあります。

課外活動の実施については、実施担当部署が判断してもよいが、不要不急でないものについては延期を検討してください。

#### (10) 学内清掃について

学内清掃については通常の清掃に加え、使用教室の状態に応じて対応を検討いたします。

## 第2章 感染者・濃厚接触者が発生した場合の対応

### 4 在学生に感染者・濃厚接触者が発生した場合

#### (1) 感染の疑いがある場合

風邪症状、発熱（37.5度以上）、強いだるさ等の症状が出て、自宅待機をしたが4日経過しても軽快しない場合、札幌市保健所（救急安心センター札幌 011-272-7119 市外の方は地域の保健所）に電話し、指示を受けてください。その後の対応は、保健所及び医療機関の指示を受けてください。

#### (2) 連絡

「新型コロナウイルスに感染した」または「濃厚接触者になった」ことが発覚した段階



で次の連絡をしてください。

大学学務課まで連絡（gakumu@sapporo-otani.ac.jp、又は TEL011-742-2233 夜間・休日はメールに連絡をお願いします。）してください。後から連絡しますのでメールに次の内容を記載してください。（学籍番号、氏名、連絡内容、医療機関名、診断日、現在の状態、発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日、診断日の1か月以内における海外、道外へ渡航歴の有無（ある場合は、期間、場所）、症状が現れた日以降で大学関係者との接触状況（授業等への出席状況など）、今後の医師の所見）

濃厚接触者等への連絡は病院の指示に従ってください。

濃厚接触者となった場合は、2週間の自宅待機とします。毎日朝・夜に検温し、37.5度以上の発熱かつ急性呼吸器症状が出た場合には、医療機関受診前に保健所等の相談窓口へ相談してください。また、大学学務課へ連絡ください。

### **（3）大学の初期対応**

学務課は学長及び関係部署に報告のうえ、関係省庁に連絡し相談を行います。

北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 011-204-5020（24時間）

（学科、保健室等と連携し、感染者は症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否について可能な限り情報を集めてから連絡します）

学長は相談の内容を受けて直ちに出席停止や臨時休校について、臨時大学協議会に意見を聞いて判断します。また、財務課は感染者及び濃厚接触者の施設利用の調査を受けて消毒について外部発注を行います。

### **（4）臨時休校の対応**

大学が臨時休校する場合は北海道保健福祉部に相談のうえ、学長が日数を決めることとします。また、臨時休校中の授業はすべて休講としますが、補講が行えない場合は、授業中に課すものに相当する課題研究等を課すことによって授業成立とします。

### **（5）出席停止を課す場合の対応**

感染者及び濃厚接触者に出席停止を課す場合は北海道保健福祉部に相談のうえ、学長が日数を決めることとします。また、欠席した授業については個別に補講を行うか、授業中に課すものに相当する課題研究等を提出することにより出席といたします。出席停止後、登校した初日に学務課まで申し出てください。

### **（6）感染者・濃厚接触者が登校できなくなったとき**

感染者は治癒するまで、登校禁止とします。「治癒し登校に支障がないこと」を証明する医療機関の診断書等を学務課に提出することによって登校禁止を解除します。

濃厚接触者においては最後の接触から2週間後（接触した日を1日目とする）の登校とし、毎日の体温や症状を別途配布の「健康管理シート」に記録してください。

## 5 教員に感染者・濃厚接触者が発生した場合

### (1) 感染の疑いがある場合

4 (1) と同じ対応です。

### (2) 連絡

4 (2) と同じ対応です。

### (3) 大学の初期対応

4 (3) と同じ対応です。

### (4) 臨時休校の対応

4 (4) と同じ対応です。

### (5) 教員が出勤停止になった場合の対応

教員が感染者または濃厚接触者に該当し、出勤停止になった場合、授業については休講といたします。

休講状況によっては、授業の実施や課題についてご相談させていただく可能性があります。

### (6) 感染者・濃厚接触者が出勤できなくなったとき

感染者は治癒するまで、出勤禁止とします。「治癒し出勤に支障がないこと」を証明する医療機関の診断書等を学務課に提出することによって登校禁止を解除します。

濃厚接触者においては最後の接触から2週間後（接触した日を1日目とする）の出勤とし、毎日の体温や症状を自分で記録してください。

以上